

第3章 被保険者証及び資格確認書

1. 被保険者証

これまで加入者へ交付していましたが健康保険被保険者証（以下、保険証）は、マイナ保険証の利用を原則とする制度への移行に伴い令和6年12月2日を以て新規発行を終了しました。交付済みの保険証は、経過措置期間として令和7年12月1日までは使用できますが、有効期限が令和7年12月1日以前の場合は有効期限までとなります。

令和7年12月1日までに被保険者が資格喪失、または被扶養者を扶養削除したときは必ず当組合に返納してください。

なお、令和7年12月2日以降は、保険証を回収はおこないませんので、各自で適切に処分してください。

2. 資格確認書

資格確認書とは令和6年12月2日以降、以下の理由でマイナ保険証をお持ちでない方に対して当組合から交付する保険証に代わるものであり、該当者は申請によって交付を受けることができます。

被保険者及び被扶養者の新規加入者が交付を希望する場合は、「健康保険被保険者資格取得届」（適1）、「健康保険被扶養者異動届」（適3）の提出の際に、資格確認書発行要否欄にチェックをしてください。資格取得確認または被扶養者認定通知書と一緒に交付します。

また、資格取得後に以下の理由に該当した場合や、資格確認書を滅失やき損した場合は新たに交付を受けることができますので、当組合に「健康保険資格確認書（再）交付申請書」（適9）を提出してください。

- （1）マイナンバーカードを持っていない方
- （2）マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れの方
- （3）マイナンバーカードを紛失した方
- （4）病気や身体の不自由等により自身で医療機関の受診が困難の方
- （5）マイナ保険証への利用登録をしていない又は利用登録解除をした方

なお、資格確認書の有効期限は最大5年です。ただし、期限までに後期高齢者に該当する人（75歳到達）や、任意継続加入者で2年満了する人については、予めその年月日までとなります。

その他、資格確認書を交付した被保険者が資格喪失、または被扶養者を扶養削除したとき、有効期限内の資格確認書については必ず当組合に返納してください。

また、有効期限が切れた資格確認書は返納する必要はございません。なお、個人情報が含まれていますので、破棄の際はご注意ください。

3. 資格証明書

被保険者・被扶養者が資格確認書の新規発行・滅失などのため交付の申請中であり、資格確認書が手元にない場合に医療機関等を受診する事態が生じた際は、事業主が「健康保険被保険者資格証明書」（適7）を交付することができます。

なお、被保険者の資格取得及び被扶養者の認定申請について、当組合の確認通知を受けていない方に対して資格証明書の交付は認められません。

資格証明書を交付するときは次のことに注意願います。

ア. 資格証明書の有効期間は、交付日より5日以内とする。

- イ. 資格証明書は資格証明書の発行通知（1枚目）、被保険者が使用（2枚目）の2枚とする。
発行するときは資格証明書発行の理由を必ず記載すること。
- ウ. 資格確認書が手元に戻ったときは直ちに医療機関に提示し、先に提出した資格証明書は返戻を求め、当組合へ送付すること。